

都道府県及び市町村における配偶者暴力相談支援センター数

平成29年7月10日現在

276か所(うち市町村設置主体:103か所)

	総数	都道府県 設置	市町村設置				
			計	政令指定都市設置		政令指定都市以外の市町村設置	
				都市名		市町村名	
全 国	276	173	103	21		82	
01 北海道	20	16	4	2	札幌市(2)	2	函館市、旭川市
02 青森県	9	8	1	0		1	青森市
03 岩手県	12	11	1	0		1	盛岡市
04 宮城県	2	1	1	1	仙台市	0	
05 秋田県	6	6	0	0		0	
06 山形県	5	5	0	0		0	
07 福島県	9	8	1	0		1	郡山市
08 茨城県	3	1	2	0		2	水戸市、古河市
09 栃木県	4	1	3	0		3	宇都宮市、日光市、小山市
10 群馬県	6	1	5	0		5	前橋市、高崎市、安中市、長野原町、大泉町
11 埼玉県	18	2	16	1	さいたま市	15	川越市、越谷市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、東松山市、上尾市、草加市、蕨市、朝霞市、志木市、八潮市、吉川市、ふじみ野市
12 千葉県	18	15	3	1	千葉市	2	市川市、野田市
13 東京都	14	2	12	0		12	港区、台東区、江東区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区
14 神奈川県	5	2	3	3	横浜市、川崎市、相模原市	0	
15 新潟県	3	1	2	1	新潟市	1	長岡市
16 富山県	2	1	1	0		1	高岡市
17 石川県	2	1	1	0		1	金沢市
18 福井県	8	8	0	0		0	
19 山梨県	2	2	0	0		0	
20 長野県	3	2	1	0		1	安曇野市
21 岐阜県	9	9	0	0		0	
22 静岡県	4	1	3	2	静岡市、浜松市	1	富士市
23 愛知県	2	1	1	1	名古屋市	0	
24 三重県	1	1	0	0		0	
25 滋賀県	3	3	0	0		0	
26 京都府	4	3	1	1	京都市	0	
27 大阪府	12	7	5	2	大阪市、堺市	3	吹田市、枚方市、茨木市
28 兵庫県	17	1	16	1	神戸市	15	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、猪名川町
29 奈良県	2	1	1	0		1	奈良市
30 和歌山県	1	1	0	0		0	
31 鳥取県	3	3	0	0		0	
32 島根県	2	2	0	0		0	
33 岡山県	4	2	2	1	岡山市	1	倉敷市
34 広島県	4	3	1	1	広島市	0	
35 山口県	2	1	1	0		1	宇部市
36 徳島県	5	3	2	0		2	鳴門市、阿南市
37 香川県	1	1	0	0		0	
38 愛媛県	3	2	1	0		1	新居浜市
39 高知県	1	1	0	0		0	
40 福岡県	12	10	2	2	北九州市、福岡市	0	
41 佐賀県	2	2	0	0		0	
42 長崎県	4	2	2	0		2	長崎市、南島原市
43 熊本県	3	1	2	1	熊本市	1	合志市
44 大分県	2	2	0	0		0	
45 宮崎県	1	1	0	0		0	
46 鹿児島県	15	9	6	0		6	鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、日置市、姶良市、知名町
47 沖縄県	6	6	0	0		0	

市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための取組について

法律・計画

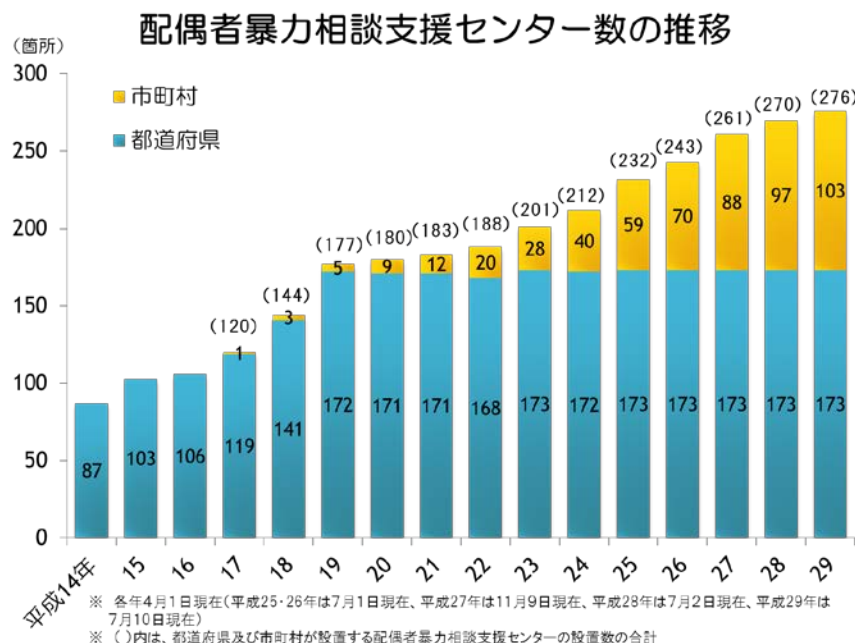
- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**（平成13年法律第31号、平成16年・19・25年に法改正）
 - ① 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
 - ② 市町村は、市町村における施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。（法第2条の3第3項）
 - ③ 市町村は、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。（法第3条第2項）

- **第4次男女共同参画基本計画**（平成27年12月閣議決定） 一第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」一
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 平成32年までの成果目標 150か所（平成29年7月現在：103か所）

財政支援

- **配偶者からの暴力及びストーカー対策に係る地方財政への対応**
 - ① 地方財政への対応として、特別交付税（市町村基本計画の作成に要する経費、配偶者暴力相談支援センターの業務に関する経費、緊急時における安全の確保に関する経費、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費）により財政支援を実施
 - ② 市が支弁した婦人相談員が行う業務に要する費用について補助（法第28条第2項）

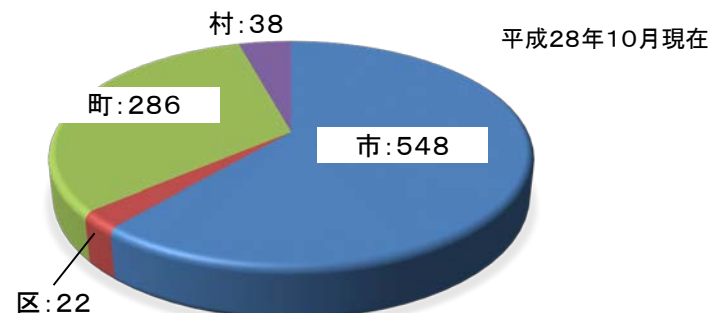
支援センターの設置数等



支援センター数（29年7月現在）	
○都道府県設置	173か所
○市町村設置	<u>103か所</u>
合計	276か所

（市町村設置の内訳）	
政令市	21か所
中核市	19か所
施行時特例市	11か所
その他	52か所

市町村基本計画（策定済：894）の内訳



（出典：内閣府男女共同参画局調べ）